

# 財産形成年金預金

1

平成24年8月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産形成年金預金 期日指定定期方式</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産形成年金預金取扱契約先企業勤務で契約時満55歳未満の勤労者の方</li> <li>・おひとり1契約で、1金融機関に限ります</li> </ul>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積立期間5年以上（年1回以上の預入が必要です）</li> <li>・年金受取開始日までに、最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です</li> <li>・積立期間および据置期間内での払い戻しはできません</li> </ul>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与または賞与からの天引き預入 預入毎に定期預金を作成します</li> <li>・毎月の受入金額・・・1回1,000円以上</li> <li>・ボーナスの受入金額・・・5,000円以上</li> <li>・1,000円単位</li> </ul>
5. 払戻支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満60歳に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり、3か月毎にご指定の口座に振り込みます</li> <li>・受取日は、1日から28日の間でご指定ください</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率を適用します</li> <li>・個別の定期預金毎に、満期時に一括して支払います</li> <li>・付利単位を1円とし、1年毎の年複利計算 （ただし、年単位とならない預入日数については、1年を365日とする日割計算による年複利計算）</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産形成住宅預金と合算で550万円を限度として非課税とすることができます</li> <li>・上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について分離課税（税率20%）されます</li> </ul> <p>平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____

平成24年8月1日現在

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全額解約のみ可能で、一部解約はできません</li> <li>・ 年金以外で払い戻される時は、過去5年にわたる利息および解約利息について課税されます ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます</li> <li>・ 個別の定期預金毎の解約が満期日前なる場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切捨）によって、1年複利の方法により計算した利息とともに払い戻します             <ul style="list-style-type: none"> <li>A 預入期間が6か月未満 解約日における普通預金の利率</li> <li>B 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×40%</li> <li>C 預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</li> <li>D 預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</li> <li>E 預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</li> <li>F 預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</li> </ul> </li> </ul>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください</li> </ul>
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：025 - 222 - 3111）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、新潟県弁護士会（電話：025 - 222 - 5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

平成24年8月1日現在

<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年間に1回以上の預入がない場合等財形の要件を満たさない事態が発生した場合は、課税扱いとなります 詳しくは窓口までお問い合わせください</li> <li>・ 預入日（継続日）から年金元金計算日（初回受取日の3か月前応答日）までの期間が、1年未満の場合は、年金元金計算日を満期日とするスーパー定期単利型を作成し、預入します</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> </ul>
-----------------------	---